

第三十一次 参議院内閣委員会會議録第七号

昭和三十四年二月十三日(金曜日)午前十一時四十三分開会

委員の異動

本日委員若米地義三君辞任につき、その補欠として下條康磨君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

- 松岡 平市君
- 山本 利寿君
- 千葉 信君
- 田村 文吉君
- 木村篤太郎君
- 佐藤清一郎君
- 下條 康磨君
- 堀木 鎌三君
- 松村 秀逸君
- 伊藤 頼道君
- 矢嶋 三義君
- 横川 正市君
- 八木 幸吉君

委員

- 赤城 宗徳君
- 鈴木 俊一君
- 武岡 憲一君
- 常任委員 杉田正三郎君
- 会専門員 高柳 賢三君

説明員

憲法調査会会長 高柳 賢三君

本日の会議に付した案件

○憲法調査会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一部 内閣委員会會議録第七号

○理事(千葉信君) それでは内閣委員会を開会いたします。

前回に引き続き憲法調査会法の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私、高柳先生にお尋ねいたしたいと思つております。二点お尋ねをいたしたいのでありますが、その質問に憲法調査会でお述べになりました海外調査の報告の速記を昨晩実は拝見をいたしました。つきましては、これを拝見した私の感想を先に述べさせていただきます。それから質問に移りたいと思つております。

感想の第一点は、日本政府案のモデルとなつた司令部案は、アメリカ本国で作られたものではないといふことを強調しておるようであります。同時に、アメリカ政府と日本との間に介入をしたマッカーサー司令部の作つたものであるといふことが書いてあるので、けれども当時マッカーサーは、御承知の通り、日本における最高司令官の地位にあつた。占領下にあつた。こういう事実から考えてみますと、向うから強い威圧がかつたといふことは、その案が、アメリカ本国が作つたか、あるいはマッカーサー司令部が作つたか、どちらにいたしましても、受ける方としての日本の威圧感といふものは、私は、変らない、こういうふうに取り扱つたのが第一点であります。

それから第二点は、松本博士が非常な強迫的な感を受けられたといふ口述が、ホイットニーの手紙によつてこれが否定されたといふことをお述べになつておられます。これは非常に重要なことでありますけれども、私が先生の報告を拝見しましては、その両者の考え方が必ずしも矛盾しておるといふ方には実は受け取れなかつたのであります。重要でありますから、二、三分かかりますが、ちよつと読ましていただきます。これは先生の報告の一節であります。これは自由憲法調査会で松本博士が口述された速記のうちで、伊能芳雄君が向うが改正案を急いだのは一体どういふ理由かと、こういう質問に対して、松本先生のお答えが「おそらく天皇を国際裁判に出すかどうか」とか想像しておられます。向うのいふことを呑めば出さない、呑まなければ出す、そういうわけで、そういうことになつたら大変だと思つてよんどころなく急いでやつたのです。いやと言えなかつたのです。これが松本先生のお答え、ところが、「これに対してホイットニーは断然この松本氏の解釈を否定しておられます。それだけでなく当時列席したラウエル・ハッシーらのこの点に關する陳述に照してみても、それは勢を率直に、客観的に述べたもので、司令部の意思を表明したものでない、呑めば出さぬ、呑まねば出すといふ松本氏の解釈は全然誤解であつたと

すべきものであると考えます。松本博士のこの解釈は広く国民の間に伝わり、押しつけ憲法論の論拠の一つとなつていたものであります。またミシガン大学のウオード教授などはこの日本側の資料を基礎として、これでは脅迫だといつて論文を書いておられる。アメリカ人にも松本博士の解釈が影響しているといふことになる。この点について右のような調査の結果を報告することはフェアプレーの見地から是非とも必要である。これは先生のおっしゃつておられる点であります。そこで、私はこの両方を考えてみます。そこで、松本博士は、天皇を国際裁判に出すか出さぬかといふ問題が背後にあつたといふことを想像しておられた。もし司令部の憲法草案をのまなければ、天皇の身辺にどんな重大な事態が発生するかといふことを憂慮されたので、司令部案をのむといふ決意をされたといふことが、ここで私わかつたと思つたのであります。ところが、このハッシーの陳述にある、当時の国際情勢の冷厳にしてかつ率直なことを述べたといふ、この冷徹率直な述べ方が、松本博士をしてかくのごとく決意をなすに至らしめた私は動機ではなからうか。こう思うのは、ホイットニーが松本さんの解釈を否定したのは、自分は強迫する意思ではなかつたといふホイットニーが言つたのは、これはそれに間違いないでしよう。同時に、これをもつてしかし冷徹かつ率直に述べられた国際情勢が松本博士をして畏怖の感を与えたことを否定する材料には、私はならない。だ

から両方とも正しいとしても、これは別にそこに何らの矛盾がなく、しかも国際情勢といふものに対するマッカーサーの考え方は、先生がおっしゃつておられるように、「日本国民、日本国天皇、日本政府があつたとき私を支持しなかつたとしたら、その結果は日本にとつて破壊であつたらう」といふ手紙で述べておられる点から見ても、相当国際情勢といふものは、非常に重大になつておられるといふことが、私はよくわかつたと思つておられます。でありますから、このほかのところでも、やはり新憲法の改正を急いだ理由の一つは、当時天皇制存続を困難ならしめるような激しい国際情勢のもとにこれを可能にするために、憲法の改正は欠くべからざる措置であるといふことも先生元帥が考へておつたといふことも先生がおっしゃつておられるのであります。それから、冷厳にして率直な言ひ方が、松本博士をして非常な畏怖を感じせしめられたといふことは、これは私は否定することができないので、この両方をもつて押しつけ憲法でないといふ直ちに結論をするのは、当時の国際情勢から考へて、私は少し飛躍したものでないかと思つておられます。

なお私は二点申し上げたいのであります。官房長官がお見えになりましたから、ちよつと中断しまして、官房長官の方に質問を切りかえたいと思つておられます。私、官房長官に伺いたいのは、憲法調査会が発足しましてからすでに一年七カ月になつております。そうし

なお、つけ加えて申し上げますならば、憲法調査会の自衛隊に関する結論がどういふふうに出るか分かりませんが、政府といたしましては、先ほど申し上げましたように、憲法第九條二項は、自衛のための戦力は持てる、こゝういふ解釈、また、そのもとに自衛隊を作つておる、こゝういふふうに御了承願ひたいと思ひます。

○八木幸吉君 私は、政府の憲法解釈にあまり深く触れませんが、一言だけ申し上げますと、今官房長官は、憲法九條第二項は、自衛戦力は持てるという政府の立場、こゝういふ仰せがございまして、これは、佐々木、芦田、清瀬各博士等の意見でありまして、私も、岸内閣の意見は、私が内閣委員会において總理等との質疑応答の結果得た結論では、政府の結論はさうぢやないのです。これは、まことに釈迦に説法になりますけれども、政府の結論は、自衛のための戦力は持てるのではなくて、自衛権はある、従つて、自衛権の裏づけとしてある一定最小必要限度の実力行使は許されると見るべきであつて、これは憲法以前のものであるといふので、佐々木、芦田、清瀬各博士等の意見とは違ひの事です。ですから、今の官房長官の説を進めてくると、政府の憲法解釈が二つになるといふことになりまして、これは言葉をごく省略して仰せられたとは思ひますけれども、今の御答弁は、私は政府の解釈としては言葉が非常に不十分であり、かつ、極端な言葉を言へば、總理とは相背馳した別の学説をもとにしたお答である、このことを私一言申し上げておきます。

それからもう一つは、自衛隊と憲法第九條第二項との關係を、総合的におつしやいますけれども、そもそも憲法調査会が起りました動機と申しますか、スタートは、やはり第九條の解釈いかんがスタートになつてゐる。政府の方では、憲法改正の可否を検討するといふ表面の理由になつておられますけれども、憲法改正に反対すると思はれる学者のグループが別に一つの団体を作つておる、社会党の諸君がこれにお入りにならん、といふような事実から見て、おわかりになります、これは、憲法改正を意図しておると、常識では思つておられます。しかし、こゝういふことを意図しておるかどうかといふことは、私この点で触れる気はございせんけれども、少くとも憲法の九條と自衛隊の關係がらひのことは、今のそゝうそゝうたる人に結論を聞けば、きよらうに私は書けると思ふ。現に、日本国憲法といふものは、いろいろないきさつはありますし、したところ、司令部がわづか十数日での全体を書き上げたといふやうなものもあつたといふくらいでありまして、政府にその気ささえあれば、また、調査会にその考えささえあれば、これに対する結論くらいなことには当然出されると思ふ。

それからもう一つは、自衛隊と憲法第九條第二項との關係を、総合的におつしやいますけれども、そもそも憲法調査会が起りました動機と申しますか、スタートは、やはり第九條の解釈いかんがスタートになつてゐる。政府の方では、憲法改正の可否を検討するといふ表面の理由になつておられますけれども、憲法改正に反対すると思はれる学者のグループが別に一つの団体を作つておる、社会党の諸君がこれにお入りにならん、といふような事実から見て、おわかりになります、これは、憲法改正を意図しておると、常識では思つておられます。しかし、こゝういふことを意図しておるかどうかといふことは、私この点で触れる気はございせんけれども、少くとも憲法の九條と自衛隊の關係がらひのことは、今のそゝうそゝうたる人に結論を聞けば、きよらうに私は書けると思ふ。現に、日本国憲法といふものは、いろいろないきさつはありますし、したところ、司令部がわづか十数日での全体を書き上げたといふやうなものもあつたといふくらいでありまして、政府にその気ささえあれば、また、調査会にその考えささえあれば、これに対する結論くらいなことには当然出されると思ふ。

から、総合的といふやうなゆらちやうなことになつて、また、憲法全般をその軽々に改正されるという事は、私は困るといふ立場であります。憲法精神の立場から、一応の中間報告の各委員の意見をとりまゝとめて出してもいい。これは、会長もここにいられますが、特に官房長官から会へ対して、要するに諮問機関でありまして、これを出したからといつて、これがすぐに国民に問うところの憲法改正案の原案になるのぢやなくて、ただ内閣が国会に対して憲法改正の素案として出す、しかもその一つの参考になるわけでありまして、それがすぐに国民に問われるところの憲法改正の原案になるわけぢやないのですから、これからの参考意見は出すことをわれわれが要求することは当然のことである、こゝう思ひますので、重ねて官房長官の御考慮をわづらわしたい。

○政府委員(赤城宗徳君) 全部の結論が出なければ報告しないという意味で申し上げたのでありますが、ただ、それだけを抽出して政府を通じ国会に報告するといふことは、非常にむづかしいのぢやないか。でありますから、今のお話しのようなことで大體総合的に考へて、その中で自衛隊はどうかといふやうなところまで調査が進みますならば、お話しのように中間報告という形も、私は、差しつかえなく、あるいはしていいのぢやないか、こゝう考へておられます。しかし、また、こゝまで行つていないのぢやないかといふ気がいたしますので、八木さんのお話しのように今それだけ抽出して報告するといふことはどうか。これは、憲法調査会の今の運営の狀態が

どの程度まで行つてゐるか、私正確には承知しておりませんが、申し上げかねるのでありますが、お話しのようなふうな中間報告ができるやうな段階においては、私は報告したほうがよろしいと、こゝう考へておられますので、御趣旨のやうなことにつきましては、なお憲法調査会の会長とよく打ち合せをいたしたいと思ひます。

ならば、御指摘のやうにちよつとまずいと思ひます。しかし、憲法調査会法の第二條にありますが、目的が憲法制定當時のいきさつ、及び憲法を運用していくことについての調査、こゝういふことであるので、これはこの調査会を設けるのには、法律事項でありますので、国会の議決を経て法律を作るといふことは憲法違反とかさういふことではないと、こゝういふやうな立場から憲法調査会法ができた、こゝう承知しておられます。

○伊藤頭道君 主権在民の憲法のある國で、憲法上の問題に対して政府が法律をもつて関与する、こゝういふことは、憲法の歴史のまた發展の事情を見るとよくわかると思ふので、すけれども、たとへば君主や政府の専制に苦しんだ過去の國民が三権を分立させ、そして國民の自由を戦い取つた。こゝういふ事情からくるならば、この点ははつきりしてゐると思ふ。そゝういふ点で私どもはなかなか政府がやつたことについては納得はいかないわけだ。この点を明確にしたいと思ふ。

○政府委員(赤城宗徳君) で、明治憲法の制定當時なんかを見ましても、伊藤博文氏を中心としていろいろ調査などがされたと思ひます。あるいはまた、諸外國でもさういふ憲法に關して調査をすることはあると思ふのですが、ただいまお話しのように、今の憲法調査会は改正を前提とするのぢやありませんが、しかし占領中から占領後に切りかへられたさういふ事情にありまして、占領中において、もちろん日本が、その制定に至るまでのいきさつ等について明らかにしておく必要がある

○理事(千葉信君) 八木君に申し上げます。官房長官の質疑を要求された方が、質疑を急いでおられますので、できるだけ簡単に一つ……

○伊藤頭道君 時間があまりありませんので、ごく簡単に二、三の問題についてお伺ひしたいと思ひます。憲法上の規定を変更する権限は、憲法九十六條によつて国会にのみある。こゝういふ根拠から、私どもは調査会を政府が設置することには、強く反対し続けてきたわけでありまして、ところが、私が申し上げるまでもなく、前の頃の国会で政府与党は社会党の空票をねらうやうな形での法案を強引に成立させたので、こゝういふ経緯があるわけだ。憲法のどこを根拠にして内閣にこゝういふ機関を設置されたのか、その根拠を明確にしていただきたい。

○政府委員(赤城宗徳君) 今のお話しのように憲法改正を發議する前提としての憲法調査会といふことであります

だろ、あるいはまた先ほど申し上げましたように、占領から占領を解除して切りかえられた、こういう時代にも再会しておりますので、憲法の運用等についてもいろいろ問題があらうか、こういうことでもありますから、憲法調査会においてそういう問題についての調査をした方が適當だと、こういう事情で調査会を設けられたわけでありまして、そこで、主権在民のことでは、主権在民の趣旨に於いて国会で法律を制定して、そして国会議員の方にも委員として入っていただく、そういう調査を進めるといことが、主権在民の趣旨に沿うし、行政庁だけで調査をするよりは民主的だ、こういう考えから、法律をもつて憲法調査会を設けて調査をいたす、こういうことになったのであります。

○伊藤道雄君 たとえば、今の問題についてフランス革命のとき人権宣言にはたしか十六条だったかと思ひますが、三権分立のない憲法というものは憲法でないというをはつきり宣言しておるわけですか。また、イギリスの例をとつても、イギリスでは憲法を変更するような機関はすべて国会に置いておる。こういう点からも、日本だけがこのような調査会を内閣に作つたことにおいては納得いかぬと思ひます。こういう点を根拠にしても、この点を明確にしたいでございます。

○政府委員(赤城宗徳君) 私どもは先

ほど申し上げましたように政府で調査するとかいうよりは、やはり国会に籍を置いておる方々も入つて調査をするというところが適當だろ、こういうふうな意味で、繰り返して申し上げるようでありまして、憲法調査会法という法律ができておると了解いたしておられます。特にこの憲法調査会法の提案は議員提出になっておりまして、職員みずからがそういう発意によつて、法律をもつて調査会を設けたいというところでありまして、政府といたしましては、非常に適當なことであるといふふうに考えておりましたし、また考へておるわけでありまして、

○伊藤道雄君 時間がありませんので、次の問題の憲法九十七、九十八、九十九です、この三条がいわゆる最高法規になるわけですが、この九十七条を見ますと、基本的人権が人類の長い戦いの結果得られたものである。こういうことをうたつておるわけですか。それから、九十八条においては、この憲法に反する法律その他はすべて認めない。こういうことを明確にしておるわけですか。それから、九十九条ではこれを擁護する義務があるということをやつたておる。こういう点から見て、基本的人権についてはいかような場合でも変更できない、またかえられない、憲法を擁護する義務がある。こういうことにならうと思ひます。そういう点から考へて、前に問題になりました警職法の改正案とか、あるいは労働運動に対する不当弾圧、あるいはまた近く問題になっておる勤務評定の強行、こういうことはまさしく最高法規違反だと、こういうふうに私どもは

解釈しておるわけですか。この点をはつきりさしていただきたいと思ひます。○政府委員(赤城宗徳君) 九十七条、九十八条、九十九条につきましては、最高法規として政府も国民もこれは順守しなければならぬ問題であることは申し上げるまでもありません。今、例をとりました警察官の職務執行法であります、これは御承知のように警察官の職務執行法という法律がすでにあるわけでありまして、警察官職務執行法は申し上げるまでもなく、何々した者に対しては何々の罰を加えるといふような戦前のいろいろな法律とは違つて、警察官の職務執行に對しての規定でありまして、まあ私詳しい法律論は知りませんが、いわゆる手続法的な面が相当多く含まれておると、こう考へておられます。それでありますので、警察官職務執行法という法律の改正というものは基本的人権を侵害するといふような立場において提案されたといふことではないのであります。あるいはまた、勤務評定の問題であります、この勤務評定の問題も、すでに国家公務員法あるいは地方公務員法等において、勤務評定の制度を規定しております。法律に規定してあるからどうというものであります、日本ばかりでなく世界各國にあり、アメリカの能率主義の点からいいますと、あるいはまた、ソ連等におきましても、ノルマというふうなことで、勤務評定のものがあります。日本に適當したやはり勤務評定というものをやういふことは、これは決して基本的人権を侵害するといふようなことでは私どもないと思ひまして、勤務評定の内容そのものについて

は、いろいろ御議論もあると思ひますが、勤務評定そのものではないといふ人権を侵害するものではないといふ建前に立つておるのであります。そういうふうな、実は、この憲法第十章の九十七条、九十八条、九十九条、これに違反していろいろな法律案等を出したりしていろいろに私どもは考へておられないので、その点を御了承願ひたいと思ひます。

○伊藤道雄君 条約も、その内容によつては、相当強く国民生活を拘束することがあらうと思ひます。そういうことについては、たとえば安保条約の改正についても、基本的人権に關連を持つような点です。たとえば、戦争に巻き込まれるおそれのあるような条約にこれを變更すると、そういうようなときは、基本的人権の侵害ともなり、最高法規の違反といふことに關連してくると思ひます。この点をはつきり何つておきたい。

○政府委員(赤城宗徳君) 条約の改正によつて基本的人権を侵害されるというふうなことは、絶対にないといふこともないと思ひます。安保条約の改正も、いろいろ御見解はありましようけれども、基本的人権を侵害するようないふことは、ないといふに、また、あつてはならぬ、というふうな考へて、交渉等もやつておる次第でございます。

○伊藤道雄君 最後に、時間がありませんので、一点だけお伺ひしますが、国民の祝日である憲法記念日ですね。この記念日に対して、政府はきわめて無関心で、通達一本出してない、というふうな点について、昨年のたしか十月末日だと思ひますが、衆議院の内閣

委員会で、受田委員から長官に対して質問があつたわけですか。それに対して長官は、普及の行事をしないから憲法擁護の義務を果してないといふ議論は、少し飛び離れていないかと思ひます、注意の点はよく考慮いたします、と、そこで回答なさつておるわけですか。その後、この点についてどうのようによく考慮されたのか、これを承わりたいと思ひます。

○政府委員(赤城宗徳君) 御承知のように、憲法が制定された当時におきましては、明治憲法と非常に違つて、平和、民主、基本的人権を守るといふことが強く出ております。それを普及し、それを擁護するといふ意味におきまして、憲法公布の記念日等につきましても、相当大がかりな行事が行われたことは、御承知の通りであります。しかし、最近になりまして、この憲法の内容、趣旨等も相当深く國民にわかつてきたと思ひますから、普及されたといふふうな解釈しておりますので、制定当時のように、大がかりにといひますか、大がかりに憲法の公布記念日に督促してお祝いをするといふようなことは、今あまりいたしておりませんけれども、この憲法の趣旨及びこの憲法を順守するといふようなことにつきましては、各機関、官庁等を通じ、あるいはまた、そういう趣旨を文部省といひましたも特に強調いたしませんけれども、憲法の趣旨をよく理解させて順守するといふことに督促いたします、常時やつておりますが、特にその記念日については、なお一そう、そういう趣旨を徹底させるという点にもしてきまして、まだ足らぬ点があり

憲法調査会ができました当時の情勢では、九条問題についての論争というものが背景となつていたというよりな経緯は、私も心得ておりますけれども、先ほど申しましたように、憲法調査会の成文と精神というものに照らしてわれわれは運用していく、そういう過去の行きがかりにとらわれず、もつと大切な問題があるということ、われわれは考えて全般的にやつていくわけ、九条だけを早く取り上げるなどということ、今の運営委員会にはございせん。だけれども、時が至れば九条の問題はもちろん取り上げられて、九条と自衛隊の関係がどういふふうになつて運用されているのかというふうな点も十分に考慮するわけでありませぬ。

○矢嶋三義君 この法案はわずかに五人の定員増の法案であるから簡単だと見る人もありますが、私は必ずしもそうでないと思ふ。三十四年度においても三千八百六十二万四千円という予算要求を本院にされているわけでありまして、どういふ運用をしているかという点は重大でありますから、もう少し私は伺つて参ります。ただいまの高柳会長の答弁は、一部は了解できますが、一部は私了解できない点があります。それは、この憲法を貫くものは民主主義であり、平和主義、人権尊重主義であると思ふ。それで民主主義に即応して運用できているかどうかということはずべてではない、その大部分を占めるといふわけのものでも私はないと思ふ。憲法の前文において特にしかり、憲法九条というものは、平和主義から出てきているのであつて、その運用がどうかというところは、当然私は憲法調査会が真剣に審議調査すべき対象である

と思ひます。もちろん、憲法解釈も最終的なものは、最高裁判所が憲法の番人であり、最終的な解釈を下すべきものであるというところは私は同感の意を表します。しかし、だからといって、憲法調査会が民主主義的な角度から運用されておるかどうかという点に重点を置いて、現実のわが国の政治経済、国民生活にきわめて大きな影響を及ぼし、国民が重大関心を持つてゐる憲法九条の關係の運用について、憲法調査会は今、会長が述べられる以上に私は関心を示さるべきではないか、それが国民の期待でもある、かように私は考へるのである。なぜかと申しますと、そうしないと、行政の一方的な解釈、行政解釈、行政運用というものが独走するおそれがあるわけですね。それらについて調査審議することが、私は憲法調査会が設置された一つの目的でもあつたと思ふわけですね。従つて、憲法九条に関する調査会の審議調査という点については、私は八木委員と同感であり、できるだけ早い機会に検討していただきたいと、これは御要望申し上げませぬ。

そこで、高柳会長への質疑はあとに回し、官房長官忙しいので、私は率直に簡明に伺つて参ります。まず、高柳会長の答弁は、今のようでありませぬ。政府を代表してお答え願ひたいと思ひますが、政府は、憲法九条は、自衛のためといふことも戦力を持ち得ない、かように解釈し運用しているのか、憲法九条は、自衛のためといふことも戦力を持ち得ない、こゝ解釈するの、あるいは憲法九条は、自衛のためには戦力は持てる。前者において

ないか、あるいは今の自衛隊は戦力に至らない、こゝいうような解釈をして運用しているのか、二者択一であります。いずれでもありませんか。

○政府委員(赤城宗徳君) 先ほど八木さんからお尋ねがありましたので、私の表れがどうも正確でないということでは申し上げられなかつたかと思ひますが、今のお尋ねにつきましては、憲法第九條第二項によつて、自衛のためならば戦力は持てる、こゝいう解釈のもとに運営してきておる、こゝいうことではあります。

○矢嶋三義君 自衛のためなら戦力は持てる、こゝ解釈している……。まよはすはこれ以上深く追ひ込んでいきませぬが、それで、次、承わつておきませぬ。自衛のためには戦力は持てる。そうすると、角度を変えて、他国と相互防衛条約というものは結べると政府は解釈し、その立場から運用しようとしてゐるのか、それとも他国と相互防衛条約のようなものは結べないと、こゝ解釈されているのか、二者択一でお答え願ひませぬ。

○政府委員(赤城宗徳君) 他国と防衛協定を結べると、こゝいうふうな解釈しております。ただし、その防衛条約を結んだといつたとしても、海外に派兵するといふことは、これは憲法上認められておらない、こゝ解釈しております。

○矢嶋三義君 それからも一つ具体的に伺ひます。相互防衛条約となりませぬ、相手の国は、自衛のためのみならず、あるいは攻撃的な戦力を持つてゐる国であるかもしれませぬ。要するにあなた方の規定する、わが国の持

る戦力とは違つて戦力を持つてゐる国でせぬ。で、相互防衛的な条約となれば、そこに戦力の交流があるわけですね。そうすると、あなた方が憲法九条の解釈に基いて持つてゐる日本の国の戦力というものは、それらの他国の戦力と、共同行為をとり、相互防衛条約になる、相手国が攻撃を受けた場合に守らなくちゃならんですが、日本の国を……いいですか、日本の国を守るために、自衛するために、あなた方が今持つてゐる戦力を使つただけでなく、よその国を守るために、こゝいうあなた方の解釈している戦力というものが発動できる、こゝいうものをもつてそれが発動できる、相互防衛条約というものはこゝいうものですか……。こゝいう解釈をしているわけですか。これはどうですか。

○政府委員(赤城宗徳君) あくまで自衛のための戦力でありませぬから、防衛協定はいたしまして、他国を攻撃したり、他国まで行つてそれを守るといふようなことは、これは憲法上許されなかつた、こゝいうふうな解釈しております。

○矢嶋三義君 明確にもう一回伺ひませぬ。他国を——日本の国じゃない、他国を守るため——その国にとつては自衛です。他国を守るために、その今の日本が持つてゐる戦力を使つたので、か使えないのですか。どう解釈したらいいでしようか。

○政府委員(赤城宗徳君) 他国を守るためには、日本の自衛戦力は使えない、こゝいうふうな解釈しております。

○矢嶋三義君 いずれこれはまた他日に論じますが、すると相互防衛条約とは何ぞやということになつてきませぬが

ね。非常に答弁は矛盾しております。これは他日、他の機会に追及いたします。

で、次に承わりますがね。内閣としては、戦術的な核兵器、戦術的な核兵器と大別されると思つて、核兵器はです。御承知のごとく、ICBM時代に入つて、もう量産時代に入つてゐるわけですね、アメリカとかソビエトは。従つてこの基地政策というものは大きく變つて、基地というものは非常に後退いたしました。で、漸次第一線から、ICBM時代になりますと、戦術的な大規模な核兵器はともかくとして、戦術的な小型核兵器といふものは廃止されるというの、私は一つの戦術の立て方だと思つてゐる。こゝいう方向に、戦力を持つてゐる軍備というものは動いていつてゐると思つてゐる。これだけを説明しておいて伺ひませぬ、改めまして伺ひませぬ。それは、岸内閣としては、大型の戦術核兵器はもちろんのこと、戦術的な小型核兵器といふことも、戦術的な兵器も、日本国憲法九条からは保有できない、保有しない、こゝいうふうな解釈、決意してゐると、こゝいうふうな了承してよろしいか。私の質疑のところには誤りがあったら、それを訂正してお答え願ひたい。政府の解釈です。

○政府委員(赤城宗徳君) 政府といたしましては、核兵器をもつて自衛隊を装備しない、また核兵器の持ち込みは承知できない、こゝいうことになつて、核兵器の装備も、持ち込みも許さなかつた、こゝいう態度をとつております。ただそれが今のお尋ねのように、

ね。非常に答弁は矛盾しております。これは他日、他の機会に追及いたします。

で、次に承わりますがね。内閣としては、戦術的な核兵器、戦術的な核兵器と大別されると思つて、核兵器はです。御承知のごとく、ICBM時代に入つて、もう量産時代に入つてゐるわけですね、アメリカとかソビエトは。従つてこの基地政策というものは大きく變つて、基地というものは非常に後退いたしました。で、漸次第一線から、ICBM時代になりますと、戦術的な大規模な核兵器はともかくとして、戦術的な小型核兵器といふものは廃止されるというの、私は一つの戦術の立て方だと思つてゐる。こゝいう方向に、戦力を持つてゐる軍備というものは動いていつてゐると思つてゐる。これだけを説明しておいて伺ひませぬ、改めまして伺ひませぬ。それは、岸内閣としては、大型の戦術核兵器はもちろんのこと、戦術的な小型核兵器といふことも、戦術的な兵器も、日本国憲法九条からは保有できない、保有しない、こゝいうふうな解釈、決意してゐると、こゝいうふうな了承してよろしいか。私の質疑のところには誤りがあったら、それを訂正してお答え願ひたい。政府の解釈です。

○政府委員(赤城宗徳君) 政府といたしましては、核兵器をもつて自衛隊を装備しない、また核兵器の持ち込みは承知できない、こゝいうことになつて、核兵器の装備も、持ち込みも許さなかつた、こゝいう態度をとつております。ただそれが今のお尋ねのように、

それは憲法上そのなにかということに
つきましては、これは憲法上の問題と
は別だと思ひます。憲法上の問題から
するならば、核兵器を持つこと
も、自衛のためならばこれは許されな
いことではない。憲法上の問題は別と
して、日本として、今の岸内閣とし
て、核兵器をもつて自衛隊を武装した
り、核兵器の持ち込みは許さない、こ
ういふ方針を堅持しているわけでは
ありません。

○矢嶋三義君 それならば、その方針
を、憲法上は持てるが、政策上からは
持てないのだ、そのこと自体問題があ
ると思ひますが、かりにあなたその
発言を私は認めた前提に立つてお伺い
したいと思ひますが、いかなる核兵
器も日本政府としては保有しないし、
他国から持ち込ませないという決意が
明確であるならば、それを内閣の名
において、責任において中外に発表、
発表と言つても、宣言と言つても、
どつちでも同じですが、そういう考え
はございませんか。そうして、そのあ
なた方のお考えになつてゐる点を、国
民はもちろんのこと、中外にはつきり
させた方が誤解も受けなくて、すつき
りしてよろしいと思ひますが、やる
べきだと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(赤城宗徳君) これは衆議
院の予算委員会あるいは本会議、ある
いはまた参議院の予算委員会、本議
等におきまして、岸総理がしばしばそ
のことを聲明したたり、答弁で答え
ておられますので、特にそのことを世界
に向つて政府として宣明するといふこ
とでなくともよろしい、もうすでに明
らかになつてゐるといふふうに考へて
おります。

○理事(千葉信君) 矢嶋君に申し上げ
ます。官房長官の出席の時間は、約束
の時間をはるかに超過しておられます
ので、できるだけ簡略に願ひます。

○矢嶋三義君 委員長に協力します。
その点は、私はきよきはこの場です
から、あなたの意見だけを承つてお
りますが、ひるがえす意思がないとい
ふこと、それは他日適當なときにやる
ことにして、意見だけ聞いておきます。
そこで、官房長官は、小型核兵器は
将来、将来といふのが何年かとはもか
くとして、将来持つようになるであ
ろ、そのよしあしは別です。小型核
兵器を日本が持つようになるであ
ろ、こういうお考えでいらつしやるよ
うにあなたの言動から私は推察するわ
けですが、いかがでありますか。

○政府委員(赤城宗徳君) 世間でも、
あるいは党内におきましても、いろ
ろ意見はあります。でありますので、
小型核兵器といふものが非常に発達し
てきておる。普通の兵器とあまり差別が
ないといふような時代も近づいてお
るのではないかと思ひます。そういう場
合には、あるいは持つこともあるかも
しれません。しかし、それを持つか持
たないかといふようなことにつきま
すは、非常に重大なる問題であります
から、それを持つとか持たぬとかとい
う結論を出すには、相當の検討、研
究といひます。研究をして結論を出
すべきもので、簡単にどちらにするか
といふことを今言ふべきものではな
い、きめるべきものではない、よほど
慎重にこれは検討しなければならぬ
のではなからぬといふことは、私
の意見であつて、新聞記者会見等にお
きまして、そういうことを聞かれましたので、

そういうことを答えておいたわけであ
ります。
○矢嶋三義君 その点もう一回お伺い
します。私は、新聞並びにラジオ放送
を通じて、あなたが記者団にお答えに
なつたのを聞き、また見てこの質問を
しているわけですが、今の答弁で大体あ
なたのお考えがわかりました。私推察
しておつたのに近い、ほとんど同じで
すがね。結局こういうことなんです
ね、世界の情勢は刻々動いておる、科
学の進歩も著しい、それに伴つて科学
兵器も日々進歩革新が行われておる。
こういう科学の進歩と世界情勢の動き
から、将来その小型核兵器といふよう
なものが必要になつてくるような情勢
といふものが生まれてくるかもしれない
で、憲法上は自衛のために持てる
と自分たちは考へてゐる。だからその
ときの国内情勢、世界情勢を総合勘案
して、そのときの時点に立つて、これ
を持つか持たないかといふことをきめ
る。そのためには、今ここで内閣と
か、あるいは国会が、将来長く拘束す
るような宣言を、国内に向つて、さら
に世界に向つてやることは適當でな
い、こういう考へ方だと、かようにあ
なたのラジオ放送並びに記者団に発表
した記事ときよりの御答弁から私は推
察するわけですが、そうでありません
か。いかがですか。

○政府委員(赤城宗徳君) 岸内閣とし
て、核兵器を自衛隊に装備しないとい
うことは、これははっきりしておるわけ
であります。しかし国会で、永久に核
兵器を持たないといふような決
議をするといふことには、相當慎重を
要するんじゃないか。といふのは、今、
矢嶋さんのお話のように、事態が、

どういふふう国際情勢あるいは科
学の進歩といふものが進んでいくかわ
からない。それを十年も二十年もとい
うような先までのことを国会で決議を
して、行政権も拘束される。言葉をか
えてみれば国会の決議が、憲法の条章
とこの問題については同じようなこと
になる。でありますので、例を申し上げ
る必要もありませんが、イギリスの勞
働党のベヴァンなども、イギリス国会
においてそういう決議をするといふこ
とには慎重を要するんじゃないかと、
労働者の左派のベヴァンなども言つて
おるといふようなことなども考へ合せ
まして、半永久的に政府を拘束する、
あるいは国民を拘束するような決議と
いふものについては、よほど慎重な取
扱ひをすべきものじゃないかといふの
が私の考へであります。

○矢嶋三義君 今のあなたの考へ方と
いふものは、これは官房長官としてお
いでになつてゐるんですから、内閣の
考へ方であり、岸総理もそういう考
え方だと、こういうふうにして承してよ
ろしゅうございませぬ。

○政府委員(赤城宗徳君) 国会で決議
されるといふことは、国会の自主性に
基いてやることでありまして、これ
に対して口出がましいことを政府は申
し上げる立場ではない。でありますので、
国会の御決議は、国会の自主的な
決議にまかせるといふ立場でありま
す。しかし、これを永久的な決議をす
るといふことにつきまじやないか、こ
期せなくちやならないじやないか、こ
ういふ考へ方は、官房長官としての私
の考へ方でありまして、総理も同感で
あります。

○矢嶋三義君 間もなく終ります。実
はきよきは国民年金法案といふ画期的
なもの本会議にかかつて、私の同僚
の藤田君が本会議で質問もしているわ
けなんです。実はそれも聞きたいわ
けなんです。委員長理事打合せの何
に協力して参つてゐるわけでありま
すから、私もそろそろ長くかかりませ
んから、しばらくやらしていただきます
。きよらちよつと質疑して、きよ
うこれだけですから……。八木委員も
おりますけれども、憲法の解釈運用、
特に内閣委員会としては、憲法九条関
係については、ぜひとも内閣の最高責
任者の岸総理を呼んでたたいたいと、
われわれの間で、再三再四何したんで
す。それで、ちよつとこれは総理大臣
が所管大臣であるとともに、それから
またこの法案が国会で審議されたとき
の筆頭発議者である。それで今総理に
おいで願つて、こういう際に所信をた
だしたいと思つたけれども、それもで
きないので、官房長官で代用したわけ
です。その点私も委員長の運営に協
力しているつもりですから、長くはか
けませんから、しばらくやらしていただ
きたい。

高柳会長にお伺いしますが、今憲法
九条を中心とする行政府の解釈並びに
運用について、若干私ただしてみたい
です。でこれはただいまの官房長官の
答弁には重要な面もありません、これ
は他日私は徹底的にただして参るつも
りでありまして、お聞きの通りなん
です。これは国民の大きな関心事だ
と思ひます。そうしてまた国民の立場
から見れば、この九条一つにしぼつて
もこの解釈と運用はすつと變つてきて

おるのです。同じ政党でも、同じ政党でありながら、一年あるいは二年の時間の経過によって、解釈が大きく違つてそれによつて運用されている。それは、国民の負担に、国民の日々の生活に直結するわけなんです。だからこういう現実があれば、憲法調査会というものが、しかもその道の権威者で構成されて、できているとすれば、ある以上は私はその調査審議というものは早急にやつてみる必要があるのじゃないか。先ほどのような答弁では、憲法調査会があるという立場からいふならば、十分にやらないじゃないか。最近公聴会を盛んにやられていますが、特にこういう面については、公聴会なんかは私はやらされる必要があるのじゃないか。この点とそれから今まで五回地方公聴会をやつていらつしやいます。私は公聴会をやるといふことは非常にいいことだと思つたのですが、公聴人として皆さん方が選ばれたメンバーを見ると、大団体の代表が多いのです。おおむね団体の代表といふものは、保守と革新に大きく分けられ、保守的な人が多いわけですよ。だからせっかく国費を使つて皆さん御苦労なされて公聴会をやられておるわけですが、公聴人の選定方法といふものは、もう少し私は工夫を要するのではないかと。かようにあなた方からいただいた速記録を見て、その人達の工合を見て私は感ずるのですが、その点についてお答ええただきたいと思つています。

○説明員(高柳三君) 第九条の問題と、それから今の地方公聴会の問題、この二つだと思つて、憲法調査会としては、憲法問題の研究という非常に大きな課題を課せられておりますけれども、そのときどきの問題について諮問を受けて答えるというより一般的な性格の調査会ではないと理解しておるのであります。われわれは大きく憲法及び憲法の関連するいろいろな問題を究明して、その結果を国会に報告するつもりで、その結果をどういふふうに進成するかというところは、憲法調査会として運営委員会が非常に考慮して、そしてやつておるわけなのであります。世間が騒ぐから直ちにこの問題はやれ、あるいは天皇制の問題を早くやれとか、まあいろいろのことを言ふ人がありますけれども、この調査会といふことは、そういうようなことも十分に考慮して系統的なプログラムを立てて着々と進めておるわけでありまして、九条の問題もある時期にやります。九条の問題も、もちろん取り上げられるのであつて、これを回避するということももちろん考えておりません。ただ、至急に内閣からそれを諮問する、こういうふうなことになる、自主的運営といふものが妨げられることになりまふから、その点は一つ御批判は十分伺つておきますが、そういうことを内閣から特に注文する、そういうふうなことは、非常に不穏当だと考へております。やはりわれわれの良識に基く運営といふものに信頼されて、そして批判があるなら幾らでも御批判は承りますけれども、自主的運営に干渉するといふステップをとることをリコメンドされるということ、これは私としては賛成できないことであると思つています。

それからも一つは、地方公聴会の問題であります。これは二つの方法がありまして、公聴人は公募による公募者、または関係団体から推薦されたもの、こういうものについて選定する、こういうことになつておるので、これは公聴会の実施要綱にはそういうふうな定められております。ところが、実際には関係団体からの推薦されたもの、この方では今はいつておるので、まあどういふふうな公募の方法でやるかといふことは、いろいろ研究すべきことが多いので、本年度はその方法をとらないで、関係団体から推薦されたものを、これは推薦されたものをそのまま公聴人とする、この労働関係のグループが今までは少なかつた。今度も高松でやることになりまして、これはわれわれの立場としては、あらゆる階層の意見を率直に伺つて、それを参考にするというのが目的でありまして、こちらからある考えを植へつける、逆にかつちがパッシブになつて国民の声を聞く、そのときにその目的に合致するようないい方法がありまいたと思つておられます。だからその点十分御了承願ひたい。これは調査会としても非常に重要な部面でありまして、蠟山政道君が初めぜひ必要であるといふので、われわれもつとめだといふわけ、この制度をこさえたのであります。だから決してある考えを植へつける、その点は御了承願ひたい。この二つの御質問に対してちよつとお答え申し上げます。

○理事(千葉信君) 速記をつけて。八木幸吉君 先ほど高柳会長の海外報告を拝見した私の所信を二点まで申し上げたわけですが、急いで申し上げますが、次の第三点は、会長の報告は、調査に加つた稲葉、高田、三人の見解の報告となつておられますが、その一人である稲葉君は、大石委員の報告に對する質問に対して、「調査委員の一人としてお答えいたしますが、本日、会長が代表してわれわれ三人の見解として報告された事柄は、あの憲法が押しつけであつたか、押しつけでなかつたかといふことの意味決定はしておらぬのです。」とこつて言つておられる。それから第四点として申し上げたいのは、この調査委員の海外報告を、憲法調査委員の諸君が了承したのではない。相当の質問が出たので、私は想起したいと思つた。大石教授は、ポツダム宣言が憲法改正を当然含んでおるものだという戦勝国の解釈が客観的に妥当かどうかといふことについて、依然として批判を残していると言われておる。それから大西委員は、マッカーサーが、最初から自衛戦力の保持を第九条は否定しておるものではないとして、当時そういうことを言つた記録があるかといふことを質問されておる。さらに中曾根委員は、当時、国会の答弁は、司令部と十分打合せがあつた結果であるから、吉田総理が自衛戦力否定の答弁をしたことは、当時の司令部としての見解を披瀝したものである。だからホイットニーやマッカーサーが、あとから自衛戦力を肯定しても、それは何ら第九条の解釈として神川さんは、歴史的事実といふものは、その関係者が後にいろいろ弁明しても信用するわけにはいかない、証拠としては文書が重要であると言つておられる。これに對しては会長は反論をしてくださう。どういふことをなせ私、国会に對して憲法調査会長が、日本憲法がアメリカから押しつけられたものではないといふ証言をしたといふふうな国会を通じて国民に伝わり、しかもその結論に對して、何らの疑いも意見もなかつたといふことになれば、それは事の真相を誤まり伝えられることとなり、その影響するところがきわめて多い、こういうふうに考えたために一言私は申し上げたわけであり

今まで申し上げた四点につきまして先生は答弁を求めません。私が答弁していただきたいことは、これから申し上げる三点であります。これはきつめて簡単な御答弁をいただければ結構であります。第一点は、憲法第九條第二項の芦田修正に對して、先生の報告では、司令部としては、すでにこの修正によつて自衛のために戦力は持つてゐるという解釈はできるといふことに、すでにそのとき気づいておつたといふのは、起草委員の一人であるビーク教授がホイットニーのところに行つて、これをもしのめば、自衛戦力は持つてゐるという解釈になるがよろしゅうございませつかうと思つたところ、ホイットニーは、君はどう思ふか、私はけつこうだと思つています。それによつてどういふことになつて歸つた。しかもホイットニーは、マッカーサーの意図を知つておるから、最初からこれは自衛戦力は持つてゐるという解釈であつたらうと先

生はおつしやつております。そこで、私が先生に伺いたいのは、つまりこのいろいろのやりとりから見て、マツカーサーは、初めから佐々木博士や、芦田博士や、清瀬博士の言よりよりに、憲法第九条の二項は自衛戦力を肯定したものであるというマツカーサーの解釈であるかどうか。これはイエスかノーかでけっこうでありますからお答えいただきたい。これが一点。

それから第二点は、憲法の解釈というものは、これは普通の法律のしやくし定木の解釈と違つて、社会的解釈が成り立つというのが、先生の御意見のようであります。私はこの問題については大陸的に従来育てられておつた關係上十分納得できませんが、それはしばらく別問題といたしまして、自衛隊が憲法違反である、こういう訴えが起された場合、先生がもし裁判官であつたならば、その訴えに対してどういふ判決をお与えになりますか。これはアメリカのマーシャルの言葉を先生は引用されておられますが、先生がもし裁判官になられたら、大所高所からどういふ判決を、自衛隊違憲論に対する訴訟に対してどういふ判決をお与えになるか、これを伺いたい。

最後に、先生は憲法調査会の運営に對してかれこれ言われるのは困るといふ、先ほどのお話しであります。九条二項と自衛隊の關係においては、これは國論として非常に大きな問題である、これには私はどうしても中間的な報告を求めたい。これは実情をお調べになるまでもなく、一つの考えをおましますから、やることになれば特に委員

会を設けなくても、簡単に各々の意見が三つであらうが、四つであらうが、五つであらうが、私はこれは一応報告を求めたい。これは特に憲法に深い關係があり、これが論争になつておる國會としては、当然の要求であるし、またこれを拒否される理由は私はないと思ひますので、その三点について、私は簡單率直な御回答を伺ひまして、私の質問を終りたいと思ひます。

○説明員(高柳賢三君) 第一点は、マツカーサー元帥は、日本國憲法が制定の當時、自衛のためにいかなる処置をもとり得る。九条はこの妨げとならないといふふうに考へておつたといふふうに、私への書簡で述べておられます。その点が正しいかどうかといふことを検討して、先ほどのピーク教授もその問題が傍証になるようなわけであつて、あとになつてさういふ理論をマツカーサーがしたのだといふ反論に對する答弁になるのじやないか、さういふ意味で初めからマツカーサーはさういふふうに考へておつた、さういふふうに答へておられます。だから、そのところが非常に……、あまり長くなるから申し上げない方がよいと思ひます。

○八木幸吉君 それで先生はどう考へておられますか、そのマツカーサーの解釈は同感ですか。
○説明員(高柳賢三君) 私はマツカーサーの解釈は、司令部の法律家のみならず、實際意見でそれに従つたわけです、結局はですね、であるから、また一般的に見てああいう九条のような軍備を持つて憲法、國の安全といふことは、やはり國の持つ憲法が保護する一番大きな

インテレスト、それをただ置き去りにしてしまふわけにいかない。そこでやはりああいう九条のようなものを解釈するときは、世界の通念といふものを考慮に入れてやらなければいけない。理想は理想として高く掲げるのはけっこうですけれども、實際問題を取り扱ふときには、全体お隣りの國は全部軍備を撤廃しているのか、また近く撤廃する可能性があるのか、さういふ問題を十分に検討して、その背景において日本が軍備を持てるかどうかといふことを研究しなければいけないのではないかと。今の九条、つまり自衛隊は憲法上持てるか持てないかという問題は、あすこに書いてある文字にのみとらわれて解釈することは間違ひだといふのが、私の建前でありました。

裁判官になつてどういふふうに判決するかは、またさらさらいろいろな意見を聞いた上でなければ言えないので、仮想的問題でありまして、裁判官になつたときには両方の意見を聞いた上で判定しなければならぬ。第二の御質問に對してはイエスともノーとも答へません。ただ私は個人として今まで研究した範囲内ではさういふふうに言へません。さういふことだけの理論でありまして、裁判官云々といふのは一つ仮想的の理論ですから、両方の理論を聞かないうちに裁判はできないといふのが原則なんです。同じように憲法調査会でも、その問題について改正すべし、すべからずといふような議論、それをどつちがいいのかよく議論を聞いてみなければわからない。さういふ点では十分に検討した上で、さういふ一致した意見になるか、意見が分れるか、そこはわかりませんが、だから慎重な態度でわれわれは検討しよう、さういふふうに考へております。それでそれが第三の問題に對する私のお答えともなると思ひます。

○八木幸吉君 結局、マツカーサーは初めから自衛戦力は持てるという解釈であつたと先生も思われるか。それから裁判官としては何とも言えない。それから三点は今直ちに結論を出すことは困難のように思われる、さういふ考へであると思ひます。もしそれが違つておつたら御答弁をいただくと、違つておらなければそれでけっこうであります。

○説明員(高柳賢三君) 大体さういふ趣旨であります。

○矢嶋三義君 先生、誤解なさらないようにしていただきたいと思ひます。私が、私も憲法調査会の運営について、その自主性を侵さず、くちばしを入れようといふ考へは毛頭なくしてお伺いするとともに、若干の願望を述べているわけですから、そのつもりでお聞きいただきたいと思います。先生は憲法調査会の会長でいらつしやるので、それで何つておられるわけですか。また、先生の御発言といふものは相当重大である、影響性も多いと考へて御足勞願つておられるわけですか。ただいま八木委員から質疑がありましたが、先生のお答を拝聴しますと、次に伺ひたいことが出てくるのです。私は法律学者じゃありません、しらすとです。しかし、先生の御答弁を承つておきますと、純然たる学者、研究学者の立場でなくて、研究学者と政治家と中間くらいのところでお答へになつておられるのじやないかと、さういふ印象を受けるのですが、割り切れないところがある。たとえば、繰り返してこの点重大だから伺ひますが、憲法第九条の解釈について、八木委員から質疑があつた、それはそのときの世界の通念から考へなければならぬ、周囲の國がどうかといふことも勘案し、さういふ立場からこれを解釈運用すべきもので云々と、さういふお答へです。私が、私はどうしても了解できないと思ひます。とにかく憲法の前文からさういふ僕は結論は出てこないと思ひます。この前文をよく読みますと、さうなると、これからいさますといふと、憲法第九条の解釈といふものは、今ここに先生が答弁席に立たれて質疑を受けた場合に、学者、学者らしく私は明快な……、私たちがそれに賛成する場合がある、あるいは反対する場合がある、いずれになるか、ともかくも、お答へがただそれだけのものだ、さういふふうな私を感じ持っているわけです。で、伺ひたいのは、マツカーサーは、自衛のために戦力を持てる、さういふ考へであつた、幣原さんが自発的に持つてこられて、喜ばれた、さういふことなんです。しかし、当時占領政策が相当進んだ後に、あの日本を占領して新憲法をこしらへた當時に、日本の軍備を解除したのは失敗であつた、アメリカの管理政策は失敗であつた。さういふ声がアメリカにはうはいておられる、また、アメリカの軍の内部にも起つたといふことは、当時非常に伝えられたところで、日本国内において再軍備をしなければならぬ、さういふ論を張られた。その点は私を感じしては、いろいろの経過はあるけれども、憲法の前文、それから九

返してこの点重大だから伺ひますが、憲法第九条の解釈について、八木委員から質疑があつた、それはそのときの世界の通念から考へなければならぬ、周囲の國がどうかといふことも勘案し、さういふ立場からこれを解釈運用すべきもので云々と、さういふお答へです。私が、私はどうしても了解できないと思ひます。とにかく憲法の前文からさういふ僕は結論は出てこないと思ひます。この前文をよく読みますと、さうなると、これからいさますといふと、憲法第九条の解釈といふものは、今ここに先生が答弁席に立たれて質疑を受けた場合に、学者、学者らしく私は明快な……、私たちがそれに賛成する場合がある、あるいは反対する場合がある、いずれになるか、ともかくも、お答へがただそれだけのものだ、さういふふうな私を感じ持っているわけです。で、伺ひたいのは、マツカーサーは、自衛のために戦力を持てる、さういふ考へであつた、幣原さんが自発的に持つてこられて、喜ばれた、さういふことなんです。しかし、当時占領政策が相当進んだ後に、あの日本を占領して新憲法をこしらへた當時に、日本の軍備を解除したのは失敗であつた、アメリカの管理政策は失敗であつた。さういふ声がアメリカにはうはいておられる、また、アメリカの軍の内部にも起つたといふことは、当時非常に伝えられたところで、日本国内において再軍備をしなければならぬ、さういふ論を張られた。その点は私を感じしては、いろいろの経過はあるけれども、憲法の前文、それから九

いのか、その点局長からお答え願いたい。

○政府委員(武岡憲一君) お答え申し上げます。第一点の委員会における出席状況でございますが、大体平均して申しまして、總會の場合八〇%ないし八五%くらいになっておると思われます。

それから第二点の、今回の五人の増員はどの程度の職員を増員するのかわかることでございますが、考えておりますのは、五等級の職員を二名と、それから七等級の者を三名と、この五人というふうに考えております。それから、それに該当するような職員が現在すでに入つて仕事をしておるかということでございますが、さようなことはただいまのところございません。もし法律の方を御決定下さいますれば、直ちに準備をいたしまして増員いたしたいと、かように考えております。

○理事(千葉信君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認め、これにて質疑を終局することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○理事(千葉信君) 先刻委員の異動がございました。若米地義三君が辞任され、その後任として下條康磨君が委員に選任されました。以上御報告いたします。

○理事(千葉信君) それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——御発言もなければ、討論は

終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。憲法調査会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて、本案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、議長に提出する審査報告書の作成につきましては、慣例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(千葉信君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時散会